### 5　業務代理組合の事務所の状況

| 名　　称 | 所　在　地 | 使用人 | 代理事業の内容 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

（記載上の注意）

・　適宜業務代理組合の事務所別に区分して記載すること。

### 6　代理事業の実施状況

#### ⑴　貯金（預金を含む。以下同じ。）関係

①　代理　　（単位：千円、件）

| 流動性貯金 | | うち当座貯金 | | 定期性貯金 | | 合　計（その他を含む。） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 |
| | | | | | | | |

（記載上の注意）

・　当期末における貯金の口座数及び残高の合計額を記載すること。

②　媒介　　（単位：件）

| 流動性貯金 | うち当座貯金 | 定期性貯金 | 合　計（その他を含む。） |
|---|---|---|---|
| | | | |

（記載上の注意）

・　第11条第２項第３号イ⑴に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を記載すること。

#### ⑵　貸出金関係

①　代理　　（単位：千円、件）

| 消費者向け貸出金 | | 事業者向け貸出金 | | 合　計 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 残高 | 件数 | 残高 | 件数 | 残高 |
| | | （　） | （　） | | |

（記載上の注意）

1　当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を記載すること。

2　「件数」及び「残高」欄の（）には、規格化された貸付商品（第11条第３項第13号イ⑴に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び残高を内書すること。

②　媒介　　（単位：千円、件）

| 消費者向け貸出金 | | 事業者向け貸出金 | | 合　計 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 媒介額 | 件数 | 媒介額 | 件数 | 媒介額 |
| | | （　） | （　） | | |

（記載上の注意）

1　当期末における第11条第２項第３号イ⑵に規定する契約の締結の媒介行為を行った件数及び媒介額を記載すること。

2　「件数」欄は、媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を記載すること。

3　「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至ったものの契約時の貸付けの金額を記載すること。

4　「件数」及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（第11条第３項第13号イ⑴に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

#### ⑶　為替取引関係　　（単位：件）

| 件　　数 | 代　　理 | 媒　　介 |
|---|---|---|
| | | |

（記載上の注意）

1　「代理」欄は、当期中における第11条第２項第３号イ⑶に規定する契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。

2　「媒介」欄は、当期中における第11条第２項第３号イ⑶に規定する契約の締結の媒介行為を行った契約件数を記載すること。

#### ⑷　手数料の状況　　（単位：千円）

| | |
|---|---|
| ⑴から⑶までの代理事業に係る手数料 | |
| ⑴から⑶までの代理事業以外の代理事業に係る手数料<br>（代理事業の内容：） | |

（記載上の注意）

・　「手数料」欄は、当期中に所属農林中央金庫等から得た代理事業に係る手数料の金額を記載すること。

附　則

この命令は、平成二十八年四月二十九日から施行する。